

令和 7 年度

いじめ防止基本方針

富山市立山室中部小学校

いじめ防止基本方針

1 基本理念

いじめの防止等の対策はいじめが全ての子供にかかわる問題であることから、子供が安心して学習や活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずにいじめがなくなることを目指して行うことが重要である。

また、いじめの防止等の対策は、いじめがいじめられた子供の心身に深刻な影響を及ぼし、取り返しのつかない状況も生み出す行為であることについて子供が十分に理解できるようを行うことが必要である。

加えて、いじめの防止等の対策は、学校、家庭、地域住民だけでなく、国や県、市、その他の関係者、関係機関がいじめ問題の克服を目指し、連携して取り組むことが大切である。

なお、こうした取組に当たっては、法の規定をはじめとして、国が策定した「いじめの防止等のための基本的な方針」や「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」等の内容の適切な理解も必要となります。

2 児童の実態

友達同士での言葉遣いの乱れや友達への接し方に思いやりに欠ける言動が見られ、友達とのトラブルになることがある。また、善悪の判断が甘く、注意をされても素直に直すことができない児童もいる。

3 指導の重点

いじめをゆるさない学校づくりを進めるとともに、いじめの早期発見や教職員の情報共有をはじめとする組織的な対応により問題解決を行う。特に、言語環境に留意した教育活動に努める。

スマートフォン等を使ったいじめが起こらないよう、ネットモラルに関する指導（やまちゅうネットルールを基にして）を確実に行う。

4 いじめ問題への対応について

(1) いじめの防止のための取組

- ・「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気を学校全体につくるとともに「自分の大切さとともに、他人の大切さを認める」態度を育てるよう努める。
- ・道徳教育や人権教育を充実させたり、読書活動・体験活動等、幅広く体験的に学ぶ機会を設けたりすることで、社会性を育み、いじめをしない、させない、許さない態度の育成に努める。
- ・一人一人を大切にした分かりやすい授業づくりに努め、一人一人が活躍できる集団づくりを進める。

- ・子供がいじめの問題について学び、子供自らがいじめの防止を訴えるような取組（児童会によるいじめ撲滅の宣言）を推進する。
- ・いじめにつながりやすい感情を押さえるために、学校の教育活動全体を通して、自己有用感や自己肯定感を高められるよう努める。
- ・いじめの内容や指導上の留意点などについて、平素から教職員全員で共通理解を図り、未然防止に取り組む。
- ・いじめ問題に関する年間指導計画を作成し、いじめの未然防止のための定期的なアンケートや教職員研修を実施するとともに、隨時、計画の見直しを図り、よりよい取組となるよう改善に努める。

※参照 7 P 【表2 いじめ問題への取組の年間指導計画】

(2) いじめの早期発見のための取組

- ・休み時間や放課後の子供の様子、日記等での子供との日常のやりとり、個人面談や家庭訪問等を通して、アンテナを高く子供たちを見守る。
- ・ささいないじめに関する情報であっても学校の教職員全体で共有し、解消に向け、迅速に取り組む。
- ・定期的なアンケート調査や教育相談を実施し、いじめの実態把握に努め、子供が日頃からいじめを訴えやすい雰囲気づくりに努める。
- ・子供や保護者、教職員が気軽に相談できるよう体制を整備し、保健室や相談室等の窓口について広く周知するよう努める。
- ・一人1台端末に搭載されている「教育相談受付システム」を活用するなど、子供の抱える悩みを把握し、解消に向け適切に働きかける。

(3) いじめが起きたときの対応

- ・いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止める。
- ・子供や保護者からいじめの相談や訴えがあった場合には、ささいな兆候であっても丁寧に対応し、いじめられた子供やいじめを知らせてきた子供の安全を確保する。
- ・いじめを発見したり、通報を受けたりしたときは、校内の「いじめ防止委員会」で直ちに情報を共有し、組織的に対応する。

※参照① 4 P 【図1 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織】

② 6 P 【図2 いじめが起こったときの組織的対応の流れ】

- ・速やかにいじめの事実の有無の確認をし、結果は、市教育委員会に報告し、いじめられた子供といじめた子供それぞれの保護者に連絡する。
- ・子供の心身に重大な被害が生じている、又はその疑いがあるいじめ事案やいじめが犯罪行為として取り扱われるべきと認められる事案については、直ちに警察に相談・通報を行い、適切に援助を求める。
- ・いじめられた子供とその保護者へは次のような支援を行う。
 - ア　徹底して守ることや秘密を守ることを伝え、複数の教職員で見守りを行うなどし、いじめられた子供の安全を確保する。
 - イ　状況に応じて心理や福祉等の専門家、教員経験者、警察官経験者等、外部専門家の協力を得て、取り組む。
- ・いじめた子供とその保護者へは次のように指導・助言を行う。

- ア 複数の教職員が連携し、必要に応じて心理や福祉等の専門家、教員、警察官経験者等、外部専門家の協力を得て、いじめの行為をやめさせ、再発防止に努める。
- イ 保護者の理解を得て、保護者と連携して対応を行えるよう協力を求めるとともに、保護者に対する継続的な助言を行う。
- ウ いじめた子供へは、いじめは生命や身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる指導を行う。
- エ いじめの背景にも目を向け、いじめた子供のプライバシーには十分に留意した対応を行う。
- オ 警察と連携した指導については、教育的配慮に十分に留意し、いじめた子供の健全な成長を促すことを目的に行う。
- ・いじめが起きた集団の子供に対しては、自分の問題として捉えさせるとともに、その中で同調していた子供に対しては、同調はいじめに加担することであることを理解させ、いじめを根絶しようとする態度を育てる。
 - ・謝罪で解決したものとはせず、当事者同士や周りの子供との関係が修復し、集団が望ましい状態を取り戻すまで指導を継続し、安定した状態になっても見守りを続ける。
 - ・ネット上の不適切な書き込み等については、直ちに削除する対応や、必要に応じて法務局又は地方法務局の協力を得て、プロバイダに対して速やかに削除を求める対応を指導する。
 - ・ネット上の人権を侵害する情報に関する相談の受付等、関係機関の取組について周知する。
 - ・パスワード付きサイトやSNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）、スマートフォンのメールを利用したいじめの対策として、保護者と連携しながら、学校における情報モラル教育の充実に努める。
 - ・いじめが一旦、解決したと思われる場合でも、十分な注意を払い、必要な支援を継続していきます。

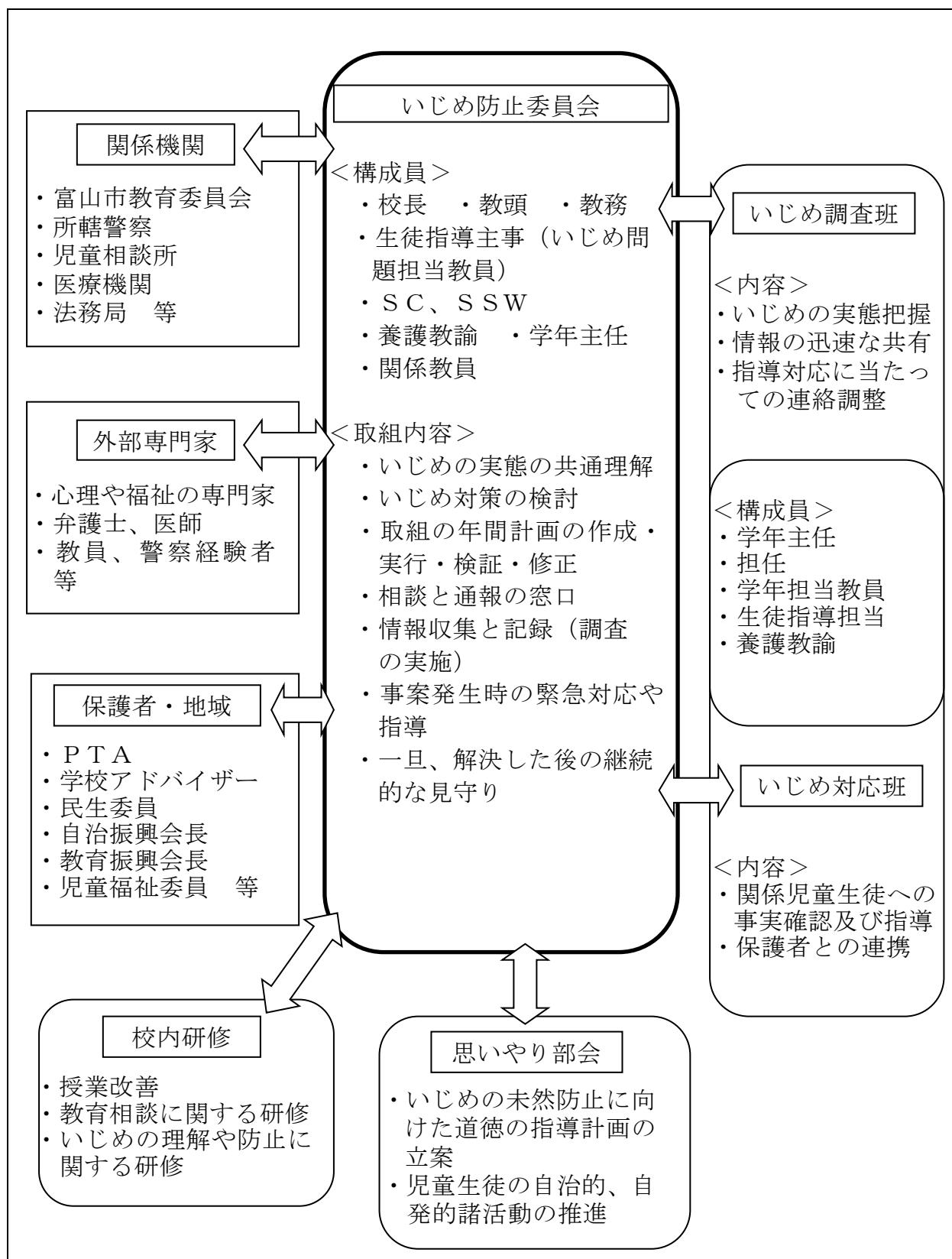
※ いじめが解消している状態の判断について

「解消している状態」と判断するには少なくとも次の二つの要件が満たされていることが必要であり、他の事情も勘案して判断します。

- ① 被害者に対する心理的または物理的な影響を与える行為(インターネット上を含む)の止んでいる状態が相当の期間（3か月を目安）継続していること。（被害が重大なものは、さらに長期とすることも考えられる）
- ② いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点で被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。（被害児童およびその保護者への面談等で確認）

【図1 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織】

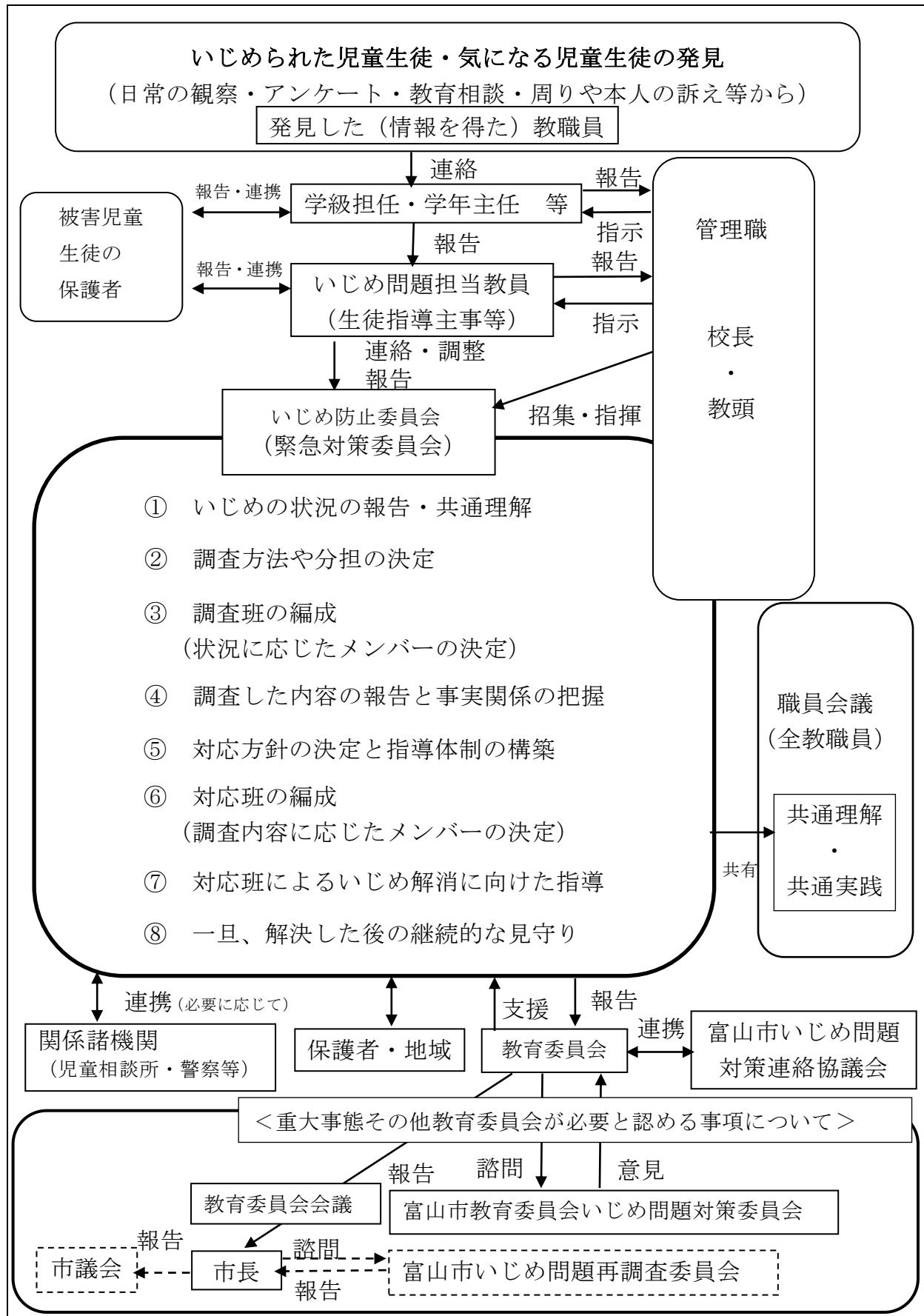
(法第22条に基づく組織 <必置>)



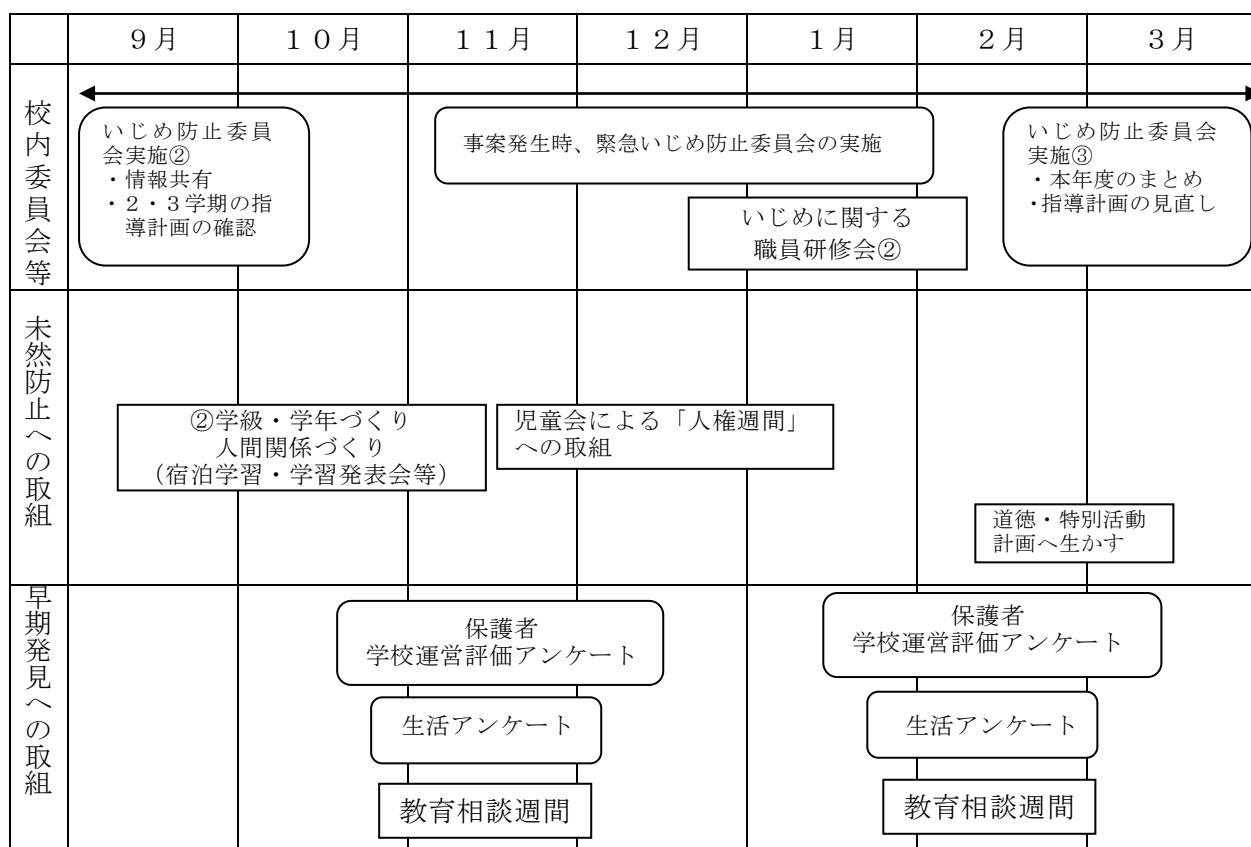
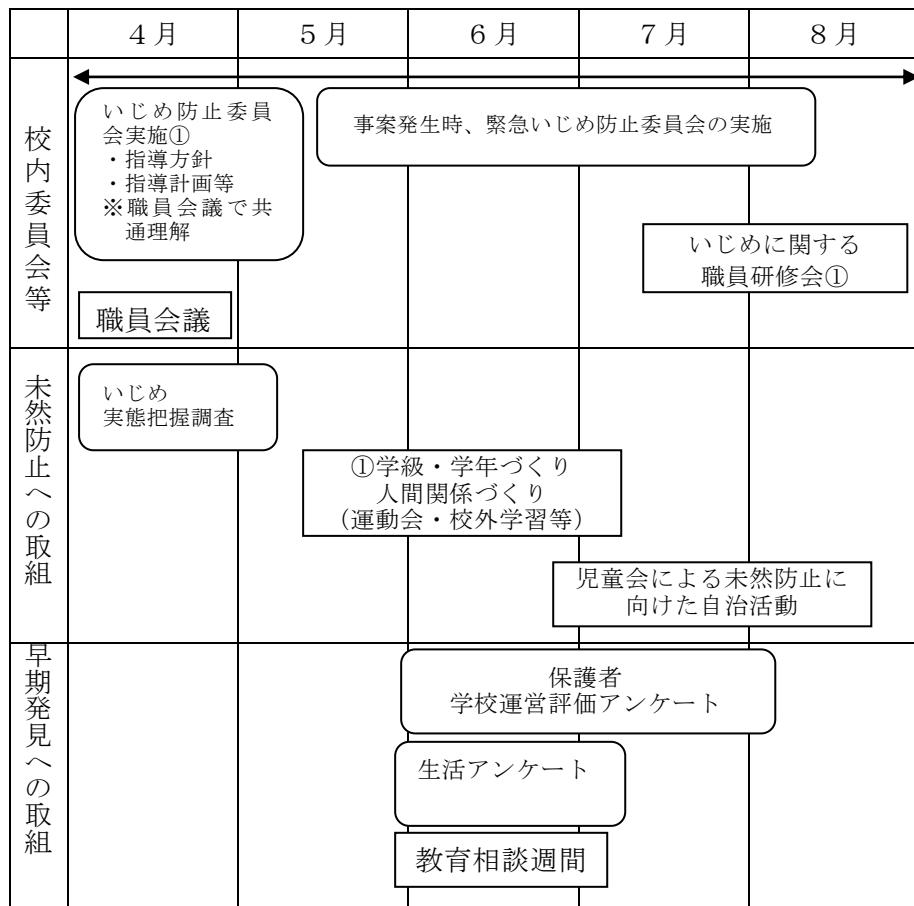
【表1 校内いじめ防止委員会】

役 職	氏 名	分担 1	分担 2	備 考
校長	山本 剛	総 括		
教頭	中田 淳子	対応班	調査班	
教務主任		調査班	対応班	
生徒指導主事		調査班	対応班	
スクール カウンセラー		対応班	調査班	
スクール ソーシャルワーカー		対応班	調査班	
各学年主任		調査班	対応班	
養護教諭		調査班	対応班	
担任等関係教員		調査班	対応班	
無担任		調査班	対応班	

【図2 いじめが起こったときの組織的対応の流れ】



【表2 いじめ問題への取組の年間指導計画】



5 重大事態への対処について

(1) 重大事態の発生と調査

「重大事態」とは、

(1)いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

- 児童生徒が自殺を企図した場合
- 身体に重大な傷害を負った場合
- 金銭等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合 等
- 転校に至るほど精神的に苦痛を受けた場合 等

(2)いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

- 年間30日以上の欠席を目安とする。ただし、児童が一定期間連續して欠席している場合は、この目安にかかわらず迅速に調査に着手する必要がある。

※「児童生徒や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったときは、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる必要がある。」

(国の方針より)

① 重大事態の報告（法第30条第1項）

学校は、重大事態が発生した場合は、市教育委員会を通じて市長へ事態発生が発生した旨を報告する義務があり、その後、県教育委員会を通じて、文部科学省に報告する。

② 重大事態の調査

市教育委員会は、学校から重大事態が報告された場合、これを市長に報告するとともに、その事案の調査を行う主体や、どのような調査組織にするかについて判断する。

③ 重大事態の調査組織

- ・市教育委員会又は学校は、その事案が重大事態であると判断したときは調査のための組織を設ける。
- ・学校が調査の主体となる場合、各学校に設置されている学校組織の教職員の他、必要に応じて、職能団体等から推薦を受けた医師や弁護士、公認心理士、スクールソーシャルワーカー等といった第三者の専門家が参画した調査組織となるよう努める。

④ 重大事態の調査の実施に当たって

- ・学校又は市教育委員会は、重大事態の調査の開始が決定した時点で、調査の開始日や調査組織の委員の構成状況に係る情報等について、県教育委員会を通じて文部科学省に報告する。
- ・調査は、可能な限り詳細に事実関係を確認し、事案への対処及び再発防止策を講ずることを目的とする。
- ・調査に当たっては、重大事態に至る要因となつたいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童の人間

関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を可能な限り網羅的に明確にする必要がある。

- ・調査の実施は被害児童・保護者の意向を的確に把握し、調査方法を工夫し、共通理解を図りながら進める必要がある。
- ・被害児童、保護者に寄り添いながら対応することを第一とし、信頼関係を構築して、進める必要がある。
- ・加害児童からも、調査対象となっているいじめの事実確認について意見を聴取し、公平性、中立性を確保する必要がある。
- ・市教育委員会及び学校は、自らの対応にたとえ不都合なことがあっても事実関係を明らかにして対応を真摯に見つめ直し、再発防止策を確実に実践していくという姿勢で調査に取り組む。
- ・学校基本方針に基づく対応は適切に行われていたか、学校組織の役割は果たされていたか、学校のいじめ防止プログラムや早期発見・事案対処のマニュアルはどのような内容で、適切に運用され機能していたか等について分析を行う必要がある。

(2) 調査結果の提供及び報告

第28条

2 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。

- ① いじめを受けた児童及びその保護者に対する情報を適切に提供する責任
 - ・市教育委員会又は学校は、調査により明らかになった事実関係について、いじめを受けた児童やその保護者に対して説明する。この際、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供する。
 - ・調査の進捗状況について、被害児童及び保護者に対して拒むことなく、定期的または、適時に説明や経過報告に努める。
 - ・調査結果を公表する場合は、公表の仕方及び公表の内容を被害児童とその保護者に確認する。
 - ・報道機関等、外部に公表する場合は、他の児童又は保護者に対して可能な限り、事前に調査結果を報告する。また、その際に、児童又は保護者の間において憶測を生み、学校に対する不信を生むことがないよう、再発防止策（対応の方向性を含む）とともに調査結果を説明する。
 - ・報道機関等、外部に公表しない場合であっても、再発防止に向けて、調査結果について、他の児童または、保護者に対して説明を行うことを検討する。
 - ・加害児童及びその保護者に対して、被害児童、保護者に説明した方針に沿って、調査結果の内容について説明する。学校は、調査方法等のプロセスを含め、認定された事実を丁寧に伝え、加害児童が抱えている問題とその心に寄り添いながら、個別に指導して、いじめをしたことのあやまちに気付かせ、被害児童への謝罪の気持ちの醸成を図る。

- ・調査結果の公表に当たり、個別の情報を開示するか否かについては富山市情報公開条例（平成17. 富山市条例第30号）の情報公開条例等に照らして適切に判断する。
- ・学校が調査を行う場合、市教育委員会は、情報の提供の内容・方法・時期などについて必要な指導及び支援を行う。

② 調査結果の報告

- ・調査結果については、教育委員会の会議において議題として扱った後、市長に報告、説明し、その後、県教育委員会を通じて文部科学省に報告する。なお、必要に応じて調査結果を総合教育会議において議題として取り扱うことも検討する。
- ・上記の説明の結果を踏まえて、いじめを受けた児童生徒又は、その保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童生徒又は、その保護者の所見をまとめた文書の提出を受け、調査結果の報告に添えて市長等に送付する。
- ・なお、調査主体は、調査結果に対する所見書を市長に提出することが可能であることをあらかじめ被害児童とその保護者に伝える。

6 いじめ防止に関するその他の事項

(1) 「富山市いじめ問題対策連絡協議会」について（法第14条第1項関係）

- ・学校教育の関係者、関係行政機関の職員、学識経験のある者その他教育委員会が必要と認める者による「富山市いじめ問題対策連絡協議会」を設置し、法第14条第1項に規定するいじめの防止等に関する機関及び団体の連携の推進に関し必要な事項を協議し、並びに当該機関及び団体相互の連絡調整を行うものとする。
- ・協議内容は、富山市のいじめ問題に対する施策に反映する。

(2) 「富山市教育委員会いじめ問題対策委員会」について（法第14条第3項関係）

- ・学識経験のある者その他教育委員会が必要と認める者による「富山市教育委員会いじめ問題対策委員会」を設置し、法第1条に規定するいじめ防止等の対策、法第28条第1項に規定する重大事態その他教育委員会が必要と認める事項について、教育委員会の諮問に応じて調査審議し、又はこれらの事項について、教育委員会に意見を述べるものとする。

(3) 「富山市いじめ問題再調査委員会」について（法第30条第2項関係）

- ・学識経験のある者その他市長が必要と認める者による「富山市いじめ問題再調査委員会」を設置し、法第28条第1項の規定による調査の結果について、市長の諮問に応じて調査審議するものとする。

(4) 「富山市いじめ防止基本方針」の見直しについて

- ・「富山市いじめ防止基本方針」は、諸処の動向を勘案して、毎年度見直しを図り、必要があれば改訂する。

平成25年 3月制定

平成27年 3月改定

平成29年10月改定

令和 5年 8月改定

令和 7年 3月改訂